

令和5年度

定期監査及び行政監査

結果報告書

令和6年2月20日

益城町監査委員

目 次

I	監査の期間及び対象課等	2
II	監査の基本方針	3
III	監査の方法	3
IV	監査の結果	4
1	全般	4
2	財務に関する事務の執行について	4
3	経営的事務の執行について	5
4	職員の時間外勤務状況について	5
5	町内の組織体制について	6
6	契約事務等について	6
7	工事の現地確認について	7

定期監査及び行政監査結果報告書

I 監査の期間及び対象課等

番号	月日	曜日	対象課名	施設・係等名	
1	1月11日	木	全課	書類監査	
2	1月12日	金	全課	書類監査	
3	1月16日	火	学校教育課	飯野小学校	
				広安西小学校	
				広安小学校	
				益城中央小学校	
4	1月17日	水	学校教育課	木山中学校	
				津森小学校	
			こども未来課	第四保育所	
				第五保育所	
5	1月19日	金	学校教育課	益城中学校	
				給食センター	
6	2月1日	木	総務課・選管	人事係・管財係・行政係・男女共同参画係・町長公室・選挙管理委員会	
				街路課	工務係・用地対策係
				会計課	会計課
7	2月2日	金	生涯学習課	生涯学習係・スポーツ振興係・交流情報センター	
				水道課	工務係・管理係
8	2月6日	火	下水道課	工務係・管理係・内水対策係	
				復興整備課	まちづくり推進室・工務係
9	2月7日	水	都市計画課	都市計画係・建築係	
				建設課	工務係・管理係
			産業振興課	農林整備係・農地係・農政係・商工観光係	

II 監査の基本方針

地方自治法第199条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行が適法、適正かつ効率的に行われているか。また、同法第2条第14項及び第15項に規定する事務処理の能率性と組織、運営の合理化の趣旨に則ってなされているかについて監査した。

III 監査の方法

事前に指定して提出を求めた令和5年11月末現在における予算説明別執行一覧及び関係資料を審査するとともに、各担当課長及び各施設長等から事業の説明、各予算の執行状況、職員の健康状態並びに業務量等について説明を受け、現地現物をもって確認した。また、諸台帳等についても確認した。

【指定資料】

- (1) 事務分担表
- (2) 歳入・歳出予算説明別執行一覧
- (3) 備品台帳一覧表
- (4) 令和5年度契約一覧表
- (5) 令和5年度入札実施一覧表
- (6) 令和5年 年次有給休暇等取得状況一覧表（職員）
- (7) 令和5年 年次有給休暇等取得状況一覧表（派遣職員・任期付職員）
- (8) 令和5年度 会計年度任用職員雇用状況一覧表
- (9) 令和5年度 協議会等現金取扱調書

IV 監査の結果

1 全般

新庁舎への移転や熊本高森線の一部供用が開始されるなど復興も着実に前進している。一方で、7月豪雨災害や国際情勢の不安定化に伴う物価高騰等、今後を見据えた行政運営を迫られる中、令和5年度の定期監査及び行政監査を実施した。

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事務事業の執行等について、7月の豪雨災害等があり、未だ多額の予算執行を必要とする状況の中、概ね計画どおり適法かつ適正に執行されており、所期の目的を達成しているものと認められた。

さらに、経営に係る事業の管理及び施設管理並びに一般行政事務についても、業務量の増加、事業の多様化にもかかわらず、法令・条例等に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、検討又は改善を要するものが見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらを十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

2 財務に関する事務の執行について

歳入歳出の執行状況について、提出された関係書類等を照合した結果、各課等とも諸法令及び財務規則に定められた手続きに従って執行されていることを確認した。

本年度も引き続き、街路事業などの復興事業が進展しているが、一方で7月に豪雨災害が発生するなどし、一般会計の予算規模は熊本地震前と比べ高い水準が続いている。

それら各種事業の進行により、その財源となる町債も増大している。また、すでに完了している災害復旧事業等に伴う起債の償還も始まっており、年々公債費が増大している。

また、社会保障費等の民生費が歳出の大きな割合を占め、高齢化や経済的困窮の拡大等を考慮すると、今後さらに増大していくことは避けられない状況である。

財政運営について、事業の必要性を今一度確認し見直しの検討や行政改革等による業務の効率化に取り組み、歳出の適正化を図っていただきたい。財源確保については、税・使用料等の収納やふるさと納税による寄付金確保だけではなく、新たな歳入の創出を含めた幅広い検討をお願いしたい。さらには国・県支出金等の見通しを的確に把握しながら、合理的かつ効果的な財政健全化を推進していただきたい。

3 経営的事務の執行について

経営的事務の執行について、都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）拡幅整備事業や益城中央被災市街地復興土地区画整理事業などに関連した復興事業はさらに広がりを見せ、その事務・管理等について難しい対応が求められる中での事務事業の執行が迫られる状況にあるが、法令・条例等に基づき、適正に処理されていると認めた。

水道・下水道事業会計においても、上記事業や益城台地土地区画整理事業、県が進める阿蘇くまもと空港周辺の開発等に伴う水道・下水道施設の整備、また、新産業団地の造成や既存施設の維持管理、長寿命化、最適化など様々な経費の増大に対応する適切なマネジメントが重要となってくる。両事業会計ともに単年度の収益的収支は黒字であるが、一般会計からの繰入金に負うところが大きい。特に下水道事業会計の資本的収支では企業債残高が増加しており、今後の返済負担額の動向には注視していく必要がある。

さらに、世界的半導体メーカーである TSMC の進出を機に、熊本県は全世界から企業進出や定住促進の需要が高まっている。この好機を益城町として最大限に活かす経営的戦略と施策の推進が必要となる。

これらを計画的に実行し、最大限の効率化を図るため、国・県及び関係機関との連携をなお一層深め、財源確保のさらなる強化と経営的事務における創意工夫に努めていただきたい。

4 職員の時間外勤務状況について

今回の監査においても「年次有給休暇等取得状況一覧表」の提出を求め、4月～11月の8ヶ月間の時間外勤務時間数について監査を行った。

令和5年度の時間外勤務数（8ヶ月間）については、1人当たりの平均時間数は84.5時間で、300時間以上の職員は13名であった。そのうち、300～400時間：6人、400～500時間：4人、500～600時間：2人、600時間以上：1人（616時間）であった。

1ヶ月当りの時間数としては、45時間以上の勤務月があった職員は53人（うち22人については一月（回）のみ）。その中で60時間以上の勤務月があったのは26人、特に健康障害のリスクが高まるとされる80時間／月を超えた職員は15人で、うち10人は100時間／月以上であった。

昨年度に比べ、300時間を超える職員は1名減ってはいるが、総じて昨年度と同じ所属部署での時間外勤務が減っていないことが分かった。また令和5年度は7月豪雨災害の復旧対応のため、7月以降の時間外勤務が大幅に増加している。

また年次休暇取得日数が少なく、夏季特別休暇の取得も無く、50時間／月以上の時間外勤務が8ヶ月連続している職員もいる。長時間勤務となっている職員に対しては、時間外命令者は業務状況を十分把握し、健康面の把握や指導をお願いしたい。

これまで、時間外勤務削減対策として業務の平準化や補完人材の育成・確保、課を越え

た横断的な業務への取り組み・職員配置などの取り組みが提案されてきたが、もはやそのような対症療法的な試みだけでは解決できない状況にある。抜本的な対策を講じる段階に入っていると考える。

5 町内の組織体制について

前段で取り上げた、時間外勤務状況に関連して、直接ヒアリングを行い組織体制や業務状況についての監査を行った。

熊本地震以降、通常業務に支障をきたすレベルで業務が増加している課が出てきている。これまでは時間外勤務等でカバーされてきた部分が多く、今後もこのような状況が常態化すると心身の健康に異常をもたらす可能性も無視できない状況となっている。

また国の進めている、男性の育児休業取得の拡大のため、業務の中心を担っている中堅職員が長期離脱することも増えていることが分かった。制度の広がりには始まったばかりのため今後ますますこの状況は増えてくると考えられる。

さらに、技師不足も各課ヒアリングで明らかとなった。復旧・復興事業では土木・建築・電気設備等の監督を行う必要があるが、所管課での対応ができないため、他課への委託が起こっており、人員は増えないが仕事は増えるという状況にある。

このように、継続的な問題に加え新たな問題も発生していることが明らかになった。緊急時に異動を伴わない形で人員を集約することや、前任者の招集などを流動的に行える環境の整備を進めつつ、外部委託等も含めた抜本的な組織体制の見直しを図る時期にきているかと思われる。今後、官民ともに人材確保の競争が激化することが予想されるので、募集時期や待遇面を配慮する検討が重要となってくる。

予算執行の体制では、都市再生整備計画事業のように多種多様な事業を幾つかの課で執行しているものがある。それぞれの事情の変化に応じた執行予算の相互調整が生じており、複雑な業務形態を呈している。統括的な予算管理を行う体制の整備が必要であり、独り集中ではない正副による相互補完できるものが望まれる。

以上、早急に検討を進めていただくことをお願いしたい。

6 契約事務等について

令和5年度の定期監査及び行政監査においても、「契約一覧」「入札一覧」の提出を求め適正に行われているか監査を行った。

建物、土木等施設、設備などの損傷修復、補修、故障修理などは工事・製造等とは異なる

り、少額な契約のものが多く。また、災害時の崩壊土砂除去、倒木の撤去等、緊急対応が必要なものもある。これらの契約を行おうとする場合、入札期間がとれない緊急のものや事務の量的軽減・効率化を図る少額のものなどは随意契約とすることができる。令和5年度にはこのような理由で随意契約をしたものが多数ある。それらの中で、今回の監査を通じて統一的な運用・事務処理を行う必要があると考えた以下の3事項については今後の事務執行にあたり留意していただきたい。

- (1) 上記のものを随意契約する場合、該当する財務規則第95条に掲げる契約の種類はどれなのか。修繕、委託、機械借上などは明示されていないため、(6)の「前各号に掲げる以外のもの」と解する混乱も生じている。統一的な運用を示し、周知する必要がある。
- (2) 上記のものを執行する予算として、一般需用費（修繕料）、委託料（業務委託料）、使用料及び賃借料（機械借上料）が当てられているが、執行内容との関係が不明確で混用されている状況と思われる。ある程度の仕分け区分・整理が必要と考える。
- (3) 業務完了により契約金額の支出を行う場合、財務規則第158条で工事・製造では検査調書の添付が定められているが、それ以外のもの（物品、修繕は明記）では検査に関する書類や契約履行を証し確認した書類を添付することになっている。この事務処理が周知されておらず、不備が多く見受けられる。

統一的なルールに則った事務を行えるよう改善をお願いしたい。

また上記以外に関しても、契約金額が高額にもかかわらず1社随契の案件が複数見られた。災害時であれば緊急性が高いため1社随契も致し方ないが、それ以外の案件に関しては慎重な対応が求められる。特に地方自治法施行令第167条の2第1項6号・7号での随契に関しては、市場調査を行うなど対外的に説明のできる準備しておくなど、特段の配慮を行うようお願いしたい。

7 工事の現地確認について

工事の施工及び監理状況について、以下の工事現場の進捗状況等を視察・検証したが、適正な監理のもとで事業が進められていることを確認した。

【監査実施工事名等】

・令和5年度

教生涯工第1号 布田川断層帯（谷川地区）保存整備工事（5期工事）等

場所：益城町大字

工期：令和5年9月1日～令和6年3月31日

監査実施日：令和6年2月9日

- ・令和5年度

社整都計第1号 潮井自然公園滝・せせらぎ施設整備工事（2工区）等

場所：益城町大字杉堂地内

工期：令和5年9月7日～令和6年3月31日

監査実施日：令和6年2月9日